

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の考え方

【独立行政法人雇用・能力開発機構職員の採用に係る労働基準関係部分】

省令案	労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号） 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）
（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の労働条件の内容となるべき事項） 第十四条 廃止法附則第十五条第一項（廃止法附則第十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構又は独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この条において「高齢・障害者雇用支援機構等」という。）が提示する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は独立行政法人勤労者退職機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構等」という。）の労働条件の内容となるべき事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第七号から第十四号までに掲げる事項については、高齢・障害者雇用支援機構等がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りではない。 一 労働契約の期間に関する事項 二 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 三 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 四 賃金（退職手当及び第八号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 五 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険の適用に関する事項	【労働基準法施行規則】 第五条 使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。 一 労働契約の期間に関する事項 一の二 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 二 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 三 賃金（退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 （下記職業安定法施行規則第4条の2第1項第6号参照）

六 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

七 退職手当の定めが適用される職員の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

八 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び次に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

イ 一箇月を超える期間の出勤成績によって支給される精勤手当

ロ 一箇月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当

ハ 一箇月を超える期間にわたる事由によって算定される奨励加給又は能率手当

九 職員に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項

十 安全及び衛生に関する事項

十一 職業訓練に関する事項

十二 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

十三 表彰及び制裁に関する事項

十四 休職に関する事項

四 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

四の二 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

五 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び第八条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

（下記労働基準法施行規則第8条参照）

六 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項

七 安全及び衛生に関する事項

八 職業訓練に関する事項

九 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

十 表彰及び制裁に関する事項

十一 休職に関する事項

〇2・〇3 （略）

【職業安定法施行規則】

（法第五条の三に関する事項）

第四条の二 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険の適用に関する事項

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の概要

I 目的

独立行政法人に係る改革を推進するため、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する等の改正を行う。

II 法案の内容

(1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止

(2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正

- ① 法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とする。
- ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務のうち、職業能力開発業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する。
- ③ 新たな組織においては、労使代表を含めた識見を有する者からなる運営委員会や地域における協議会の設置等により、労使や地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みを整備することとする。

(3) 勤労者財産形成促進法及び中小企業退職金共済法の一部改正

独立行政法人雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち、財形教育融資は廃止し、財形持家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管する。

譲渡の期限を「平成24年度」
から「平成25年度」に修正

(4) その他所要の規定の整備

- ① 職業能力開発促進センター等の都道府県への移管については、職業能力開発促進センター等の機能を維持することを前提として、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の引受割合に応じた移管条件（減額譲渡、2年度間の運営経費の高率補助等）を設定する。
- ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の職員として採用する。

III 施行期日

平成23年10月1日に修正

平成23年4月1日（準備行為等は公布日施行）